

会報

No. 210
R4. 9. 10

山形県町村会

〒990-0023 山形県山形市松波4-1-15
TEL : 023-631-5155 FAX : 023-641-8427

《もくじ》

本会関係	(1)
◎正副会長会	(1)
◎総務・産業経済委員会	(1)
◎総務・政策企画担当課長研修	(2)
◎県幹部職員との意見交換会	(3)
◎山形県町村振興政策調査会	(3)
関係団体	(3)
◎山形県消防補償等組合議会定例会	(3)
会議予定	(4)
特集「豪雨災害に関する緊急要望」	(5)

本会関係

◎正副会長会

8月23日、本会役員室において正副会長会を開催した。

[協議事項]

1. 令和4年度山形県町村長研修日程
2. 山形県市町村交通災害共済組合の議会議員選挙における各地方議員数
3. 全国町村職員生活協同組合山形県支部委員会提出事項について
4. 総務・産業経済委員会提出事項
5. 公益財団法人日本防災通信協会からの文書配付依頼

以上5件について協議し、原案どおり決定した。

◎総務・産業経済委員会

8月26日、県自治会館において総務並びに産業経済委員会を開催した。

総務委員会

[報告事項]

1. 令和3年度災害共済関係事業別実績表
2. 令和4年度山形県町村長研修日程
3. 全国町村長大会関連本会日程

以上3件について了承した。

[協議事項]

1. 全国町村職員生活協同組合山形県支部委員会
(1) 令和3年度全国町村職員生活協同組合山形県支部会計歳入歳出決算
2. 令和4年第3回本会総会開催要綱
3. 令和3年度本会一般会計歳入歳出決算
4. 令和3年度山形県市町村軽自動車移動通報等事務特別会計決算

5. 令和3年度本会財政調整積立金調書

6. 令和3年度本会事務局職員等退職手当引当基金調書

以上6件について協議し、原案どおり総会に提出することに決定した。

7. 令和5年度山形県の施策等に対する提案事項(提案項目は別記のとおり)について協議した結果、「1. 子育て支援施策の充実」と「10. 空き家対策の推進」について、項目を一部追加することとし、それ以外は原案どおり総会に提出することに決定した。

8. 知事との意見交換会開催要綱について協議した結果、総務委員会の意見交換事項を「1. 子育て支援施策の充実」に決定した。

9. 監査委員の選任について協議した結果、原案どおり選任することに決定した。

監査委員 大蔵村長 加藤正美

産業経済委員会

[報告事項]

1. 令和4年第3回本会総会開催要綱

2. 令和3年災害共済関係事業別実績表

3. 令和4年度山形県町村長研修日程

4. 全国町村長大会関連本会日程

以上4件について了承した。

[協議事項]

1. 令和4年度山形県の施策等に対する提案事項(提案項目は別記のとおり)について協議した結果、「18. 雪対策の推進」について文言を一部追加することとし、それ以外は原案どおり総会に提出することに決定した。

2. 知事との意見交換会開催要綱について協議した結果、産業経済委員会の意見交換事項を「15. 県管理河川の改修促進及び維持管理事業の充実」に決定した。

3. 監査委員の選任について協議した結果、原案どおり選任することに決定した。

監査委員 大蔵村長 加藤正美

【総務委員会所管の提案事項】

1. 子育て支援施策の充実

2. 関係人口創出拡大及び移住・定住推進への支援

3. 地域医療体制の整備促進

4. 小中学校教育環境の整備促進

5. 水道事業の健全な運営

6. 防災・減災対策の推進

7. 交通インフラの総合的な整備と財政支援

8. 高齢者の運転免許証自主返納促進に向けた支援

9. 国民健康保険税(料)の統一化

10. 空き家対策の推進

11. 新型コロナウイルス感染症対策と経済再生

【産業経済委員会所管の要望事項】

11. 新型コロナウイルス感染症対策と経済再生

12. 農業・農村対策の推進

13. 松くい虫被害対策の拡充強化

14. 有害鳥獣被害対策への支援

15. 県管理河川の改修促進及び維持管理事業の充実

16. 県管理老朽等橋梁並びに緊急輸送道路等の整備促進

- 17. 土砂災害防止対策の充実強化
- 18. 雪対策の推進
- 19. 森林・林業の経営管理

◎総務・政策企画課長研修

8月9日、全国町村会館において総務・政策企画課長研修を開催した。

【研修日程】

14:00 「地方財政の現状と課題」

講師 総務省自治財政局財務調整課長補佐 黒川 了威 氏

15:45 「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について」

講師 デジタル庁プロジェクトマネージャー 前田 みゆき 氏

◎県幹部職員との意見交換会

8月26日、県自治会館において山形県幹部職員との意見交換会を開催した。本意見交換会は、4月に開催した各委員会において選定した主題について、県担当部局長等と意見交換を行うもので、県の施策などについて説明を受けるとともに、町村の実情を訴え今後の施策に反映させることを目的としている。今年度は総務委員会テーマとして「農業に係る所得向上」を選定し、森谷農林水産部次長、舟越農林水産部技術戦略監、鈴木農政企画課長、高橋農業経営・所得向上推進課長、中野農業技術環境課長、佐藤園芸大国推進課長、五十嵐県産米ブランド推進課長補佐をむかえ、産業経済委員会のテーマとして「洋上風力を含めた再生可能エネルギーに対する県の取組み」を選定し、安孫子環境エネルギー部長、工藤環境エネルギー部次長、荒木環境企画課長、大澤エネルギー政策推進課長、佐藤エネルギー政策推進課長補佐、土屋環境企画課長補佐をむかえ開催した。

◎山形県町村振興政策調査会

8月8日、県自治会館で町村振興政策調査会を開催した。本調査会は、町村行財政に関する調査を行い、国・県に対する要望事項案を検討するために設置されており、副町村長代表4名、企画担当課長4名、県及び各地方町村会事務局長により構成されている。本調査会は町村から提出された要望事項案を検討し、本会正副会長会並びに総務・産業経済委員会に提出する原案を作成する。

今回は、令和5年度山形県の施策等に対する提案事項案について協議した。(要望項目は、各委員会所管の協議事項として前掲のとおり)

関係団体

◎山形県消防補償等組合議会定例会

8月19日、県自治会館で山形県消防補償等組合議会定例会を開催した。

1. 山形県消防補償等組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についての専決処分の承認について
2. 山形県自治会館管理組合と山形県消防補償等組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務委託に関する規約の一部を変更する規約の制定についての専決処分の承認について
3. 山形県市町村交通災害共済組合と山形県消防補償等組合との行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務委託に関する規約の一部を変更する規約の制定についての専決処分の承認について
4. 山形県消防補償等組合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての専決処分の承認について
5. 山形県消防補償等組合消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分

の承認について

6. 山形県消防補償等組合補償等準備金の処分についての専決処分の承認について
7. 令和4年度山形県消防補償等組合一般会計の市町村負担金についての専決処分の承認について
8. 令和4年度山形県消防補償等組合一般会計予算についての専決処分の承認について
9. 令和4年度山形県消防補償等組合非常勤職員災害補償事務委託特別会計予算についての専決処分の承認について
10. 山形県消防補償等組合補償条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
11. 令和3年度山形県消防補償等組合一般会計歳入歳出決算の認定について
12. 令和3年度山形県消防補償等組合非常勤職員災害補償事務委託特別会計歳入歳出決算の認定について
13. 令和4年度山形県消防補償等組合一般会計補正予算（第1号）について
以上13件について協議した結果、原案のとおり承認、認定、決定した。
14. 組合長の互選について協議した結果、佐藤寒河江市長に決定した。
議事日程を追加し、
15. 副組合長の互選について協議した結果、佐藤白鷹町長に決定した。
16. 監査委員の選任について協議した結果、時田遊佐町長に決定した。

10・11月の会議予定

月	日	曜日	開会時刻	会 議 名	場 所
10	4	火	13:30	市町村法令外寄付金負担金等合理化委員会幹事会	県自治会館
	5～7	水～金		町村長研修（第1班）	熊本県・鹿児島県
	17	月	13:30	市町村法令外寄付金負担金等合理化委員会	県自治会館
	25	火	15:00	第3回本会総会	ホテルメトロポリタン山形
	25	火	16:00	山形県知事との意見交換会	ホテルメトロポリタン山形
11	2	水	13:30	山形県市町村政連絡協議会	県自治会館
	7～9	月～水		町村長研修（第2班）	千葉県・福島県
	17	水	12:00	全国町村長大会※	ホテルニューオータニ
	17	水	15:00	総務省幹部職員との意見交換会	グラント [®] アーク半蔵門
	17	水	16:40	（一財）地域活性化センターの事業説明	グラント [®] アーク半蔵門

※全国町村長大会について、現状では全町村長対象となっております。

◎豪雨災害に関する緊急要望

8月3日から4日にかけて発生した豪雨災害に対する復旧・復興支援を求めて、8月17日、18日に原田会長が、9月7日、8日に原田会長、仁科小国町長、後藤飯豊町長が山形県知事並びに関係省庁に対して要望活動を行った。

要望先・要望内容は以下のとおり。

【8月17日】



吉村山形県知事

【8月18日】



寺田総務大臣



山下総務事務次官



横山農林水産事務次官



石田復興事務次官

【9月7日】



谷防災担当大臣



野村農林水産大臣

【9月8日】



斉藤国土交通大臣



西田国土交通大臣政務官

・吉村山形県知事に対する要望内容（8月17日）

本県においては、8月3日から4日にかけて、各地に大雨特別警報が発令されるなど、8月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨に見舞われ、多くの家屋が床上・床下浸水したほか行方不明者もでております。また、河川の氾濫や山地での土砂崩れ、一部国道、県道、町村道、林道及び田畑等の法面崩壊並びに農業用施設等に大きな被害が発生しております。

さらに、冠水した田畑へ流入した汚泥の除去や農産物の生育不良・品質低下の懸念等、現時点では対応できない被害もあることから、未だ被害の全貌が明らかになっていない状況にあります。

県においては、このたびの豪雨災害について、一日も早い災害復旧を図るため、実情を把握のうえ、下記事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 迅速な災害査定のもと復旧事業への着手
2. 大規模災害について町村道等の復旧工事への県による支援
3. 復興・復旧事業にかかる県職員による人的応援
4. 県管理河川の抜本的な治水対策の実施
5. 特別交付税等による財政支援について政府に対する要請

・寺田総務大臣、山下総務事務次官、横山農林水産事務次官、石田復興事務次官に対する要望内容（8月18日）

本県においては、8月3日から4日にかけて、各地に大雨特別警報が発令されるなど、8月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨に見舞われ、多くの家屋が床上・床下浸水したほか行方不明者もでております。

また、河川の氾濫や山地での土砂崩れ、一部国道、県道、町村道、林道及び田畑等の法面崩壊並びに農業用施設等に甚大な被害が発生しております。

さらに、冠水した田畑へ流入した汚泥の除去や農産物の生育不良・品質低下の懸念等、現時点では対応できない被害もあることから、未だ被害の全貌が明らかになっていない状況にあります。

政府においては、このたびの豪雨災害について、一日も早い災害復旧を図るため、実情を把握のうえ、下記事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害等に指定するとともに、災害応急復旧に必要な財政措置を講じること。
2. 被災町村が早急に復旧・対策事業を行うことができるよう、特別交付税等による財政支援をはじめ必要な支援を行うこと。
3. 豪雨により被害を受けた河川、道路等の公共土木施設や農地・農業施設、林道施設等、並びに置賜地方の重要鉄道路線であるJR米坂線について、早期に復旧・復興すること。
4. 各種災害復旧事業の査定申請を簡素化し、迅速な査定と採択を行うこと。また、技術職員が少ない町村の実態を踏まえ、人員派遣を含めた技術的支援並びに相談体制の構築を検討すること。
5. 豪雨の度に繰り返し被害が発生している箇所について、支障木伐採、河床浚渫などの維持管理、築堤・既設堤防の補強・嵩上げ、危機管理型水位計の増設、排水ポンプ機能の増設等抜本的な治水対策を講じること。

・谷防災担当大臣、野村農林水産大臣に対する要望内容（9月7日）

8月3日から4日にかけて本県南部を中心に大雨特別警報が発令され、8月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨に見舞われ、多くの市町村で田畑の浸水・冠水や土砂の流入による農作物等被害が発生しております。

また、農地や農道の法面崩落、ため池の決壊、幹線用水路の閉塞など、農地・農業用施設にも甚大な被害が発生しており、今後の調査により更なる被害の拡大も見込まれる状況にあります。

このため、浸水した農地の営農再開のためには、追加防除・施肥、果樹の改植、農業用機械の再取得や修繕、ハウスの再建・修繕に加え、土づくりや種子・種苗購入など、多大な費用負担が必要となり、営農意欲の低下が懸念されるところです。

については、このたびの豪雨災害について、1日も早い災害復旧と営農継続に向けた支援を図るため、実情を把握のうえ、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。

記

1. 営農活動の停滞や農作物の収量・品質低下を招くことがないように、被災した農地・農業用施設の早期復旧について、支援を図ること。
2. 農業用ため池は大切な農業用水源であるものの、近年の想定を超える大雨により、地域住民が不安を抱える状況にあるため、再度の災害防止を含め、機能強化など地域の創造的復興に向けた制度の拡充や弾力的運用、技術的助言を図ること。
3. 浸水した農地の営農再開のための追加防除・施肥、土づくりや種子・種苗購入、農業用機械・ハウスの再取得や修繕等の取組みについて、「令和2年7月豪雨に係る生活・生業支援パッケージ」と同様の支援を行うこと。

・齊藤国土交通大臣、西田国土交通大臣政務官に対する要望内容（9月8日）

8月3日から4日にかけて本県南部を中心に大雨特別警報が発令され、8月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨に見舞われ、多くの家屋が床上・床下浸水したほか、1名の行方不明者も出て、いまだ発見されておられません。

国においては、このたびの災害を激甚災害として指定いただくとともに、貴省におかれては、いち早く緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣され、被災状況の迅速な把握にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。

さて、このたびの大雨で、河川の氾濫や山地での土砂崩れにより、本県南部と隣県を結ぶ国道113号や国道121号をはじめ多くの県道、町村道で路肩崩壊や路面欠損、橋梁崩落など甚大な被害が発生しております。

また、令和元年の台風19号・令和2年7月の大雨災害時に露呈した1級河川「最上川」の流下能力の低下からくる、支流河川やそれに連なる準用河川、中小河川のバックウォーターでの越水、内水氾濫はこの度も繰り返され、全く解消されておられません。

国においては、このたびの豪雨災害について、1日も早い災害復旧を図るため、実情を把握のうえ、下記事項について特段のご高配をお願いいたします。

記

1. 豪雨により被害を受けた河川、道路等の公共土木施設や置賜地方の重要鉄道路線であるJR米坂線について、早期に復旧・復興すること。
2. 各種災害復旧事業の査定申請を簡素化し、迅速な査定と採択要件の拡大を図ること。また、技術職員が少ない町村の実態を踏まえ、人員派遣を含めた技術的支援並びに相談体制の構築を検討すること。
3. 1級河川「最上川」の流下能力の向上のため、支障木伐採、河床浚渫などの維持管理をより徹底するとともに、狭隘部解消や遊水地の確保等を、上流部、中流部、下流部共に一体的な流域治水対策を図ること。
4. 豪雨の度に繰り返し被害が発生している箇所について、築堤・既設堤防の補強・嵩上げ、危機管理型水位計の増設、排水ポンプ機能の増設等、抜本的な治水対策を講じること。